

国土交通省大臣官房技術調査課 監修

国土交通省

土木工事標準積算基準書

(共通編)

平成26年度

(岩手県、宮城県、福島県を除く)

一般財団法人 建設物価調査会 発行

⑮ コンクリート削孔工

1. 適用範囲

本資料は、コンクリート構造物の削孔（さし筋、アンカー、防護柵類、落石防止柵類、排水穴等）作業に適用する。

なお、落橋防止に伴う橋台、橋脚の削孔には適用しない。

2. 削孔歩掛

削孔歩掛は、次表を標準とする。

表2.1 削孔歩掛

(100孔当り)

名称	規格	削孔機械名	単位	さく岩機 (ハンドハンマ 15 kg級)				コンクリート穿孔機 (電動式コアボーリングマシン 最大穿孔径φ52~250mm)
				適用削孔径 (mm)		適用削孔深 (mm)		
				10以上 30未満	30以上 60以下	100以上 200未満	200以上 400未満	
				100以上 200以下	100以上 200未満	200以上 400未満	400以上 600以下	200以上 400以下
土木一般世話役			人	0.3	0.2	0.3	0.5	1.6
特殊作業員			〃	1.2	1.5	3.1	5.1	9.8
普通作業員			〃	0.4	0.4	0.8	1.4	2.8
コアボーリングマシン 用ビット	ダイヤモンドビット		個	—	—	—	—	5.7
さく岩機損料	ハンドハンマ 15 kg級		日	—	1.0	2.1	3.4	—
コンクリート穿孔機損料	電動式コアボーリングマシン 最大穿孔径φ52~250mm		〃	—	—	—	—	10.3
発動発電機運転	ガソリンエンジン駆動 2kVA		〃	1.7	—	—	—	—
空気圧縮機運転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 吐出量 3.5~3.7 m ³ /min 吐出圧力 0.7MPa		〃	—	1.0	2.1	3.4	—
発動発電機運転	ガソリンエンジン駆動 3kVA		〃	—	—	—	—	10.3
諸雑费率			%	24	4	4	4	9

(注) 1. 発動発電機及び空気圧縮機は、賃料とする。

2. ハンマドリルの諸雑費は、ビット、ハンマドリル損料等の費用であり、労務費、機械損料、賃料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3. 削岩機の諸雑費は、ロッド、ビットの費用であり、労務費、機械損料、賃料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

4. コンクリート穿孔機の諸雑費は、コンクリート穿孔機固定用のアンカー打込に必要な費用であり、労務費、機械損料、賃料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

5. 足場が必要な場合は、別途計上する。

3. コンクリート穿孔機の使用ビット径

コンクリート穿孔機の適用削孔径に対する使用ビット径は、次表を標準とする。

表3.1 適用削孔径と使用ビット径

適用削孔径 (mm)	60を超え 64未満	64以上 77未満	77以上 90未満	90以上 110未満	110以上 128未満	128以上 160未満	160以上 180未満	180以上 200以下
使用ビット径 (mm)	64.7	77.4	90.8	110.0	128.5	160.0	180.0	204.0